

質問に答えて：国民投票に関連して

質問：いつもお世話様になっております。コロナ騒ぎで、九条の会の催し物もすべて中止せざるを得ない状態です。さて先日送られてきたPR雑誌「通販生活」2020夏号に「憲法9条改正国民投票は、今の「2択」では国民の声を反映できません。との見出しでの記事がありました。

- A・「現行9条を変えない案」
- B・「専守防衛に徹する自衛隊を九条に明記する案（海外での武力行使はしない）」
- C・「安倍案」（自衛隊の存在のみを9条に書き加える）
- D・「集団的自衛権を行使できる自衛隊を九条に明記する案（外国軍と一緒に海外で武力行使をする）」

以上の4つの選択肢が考えられるとの事でした。

私個人の考えでは実際に国民投票がおこなわれるとするならば単純にB案に賛成です。

事務局としてはいかがな考えになりますか、教えてください。8月の世話人会で討議の材料にしたいと思っております。よろしくお願いいたします。 M

お答え：Mさま

国民投票の件でご質問いただきました。

九条の会事務局はこうした一つ一つの問題について、検討したうえでの統一見解を持っているわけではありませんので、事務局員のTの責任で取り急ぎ簡単にお答えします。

① 現行改憲手続法（国民投票法）は2択しか想定しておりません。

② それも国会で発議された「改憲案」に「賛成」か、「反対」かの2択で、9条改憲か、9条を変えないか、の2択ではありません。この法に従う限り、通販生活が提起するような4択とか、3択とかは不可能です。

③ 現行国民投票法には、上記①、②以外にも問題はたくさんあります。野党の多くはそれぞれの立場から、改定を要求しておりますが、自公与党は賛成しません。この問題だけですでに2年半、憲法審査会は議論がSTOPしています。

④ 問題点とは、例えば、国民投票運動において、テレビCMが事実上、自由であり、資金力の多寡で宣伝に大きな差が出て、投票の公平公正が担保されません。ほかにもたくさん問題点はあります。必要なら、お答えはできますが、メールでは無理です。

⑤ MさんはB案がいいとおっしゃいますが、②でいいましたように、そもそも改憲発議する案は、改憲派がつくるもので、B案のようなものが国民投票に付されることはありません。

⑥ B案は「専守防衛の自衛隊」を憲法に明記する案ですが、これは現行憲法9条に自衛隊を書き込む立場で、自民党のいまの改憲4項目の第1項と基本は同じです。この案では専守防衛とは何か、という議論も含めて、決して回答が単純なものにはなりません。敵基地攻撃論まで防衛のためには合憲だと主張する政府ですから。

⑦ 要するに改憲国民投票に持ち込ませることを阻止することが、最も現実的な案ではないでしょうか。